

●香川県監査委員公表第4号

平成31年2月22日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。

平成31年3月29日

香川県監査委員	三 谷 和 夫
同	大 西 均
同	香 川 芳 文
同	森 裕 行

第1 監査の請求

1 請求人

坂出市 細川 雅生

2 請求書の提出

平成31年2月22日

3 請求の内容

（以下、平成31年2月22日付けで提出された住民監査請求書の原文の内容に即して記載する。）
下記の通り地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添付のうえ必要な措置を請求します。

請求の趣旨

別紙事実証明書1号証（県広報・平成30年3月号）の「浄化槽の適正な維持管理を」に、「県内の浄化槽の法定検査受検率は2015年度で47.6%、全国平均の39.4%を上回っているものの、依然低い状況です」とあり、別紙事実証明書2号証（浄化槽維持管理強化指導業務委託契約書）の「実施要領」により、県は公益社団法人香川県浄化槽協会・山条忠文会長（以下、「浄化槽協会」）に対して法定検査受検率改善を平成25年度から委託である。

別紙事実証明書3号証（検査指定書）により、「法定検査」は、浄化槽協会の申請により知事が昭和61年に検査機関に指定したもので、業者が行なう浄化槽の「保守点検」、「清掃」とは別に、保守点検・清掃が適正に行われ、浄化槽が正常に機能しているかの検査である。

しかし、県は同25年度から法定検査受検率改善の委託契約を行なっており、浄化槽協会は自ら申請し知事の指定を受けながら、検査料収入を伴う全県下の独占に胡坐をかいした結果の極めて低い法定検査受検率であり、適正な検査業務の履行を長年にわたり怠っている。

しかも、別紙事実証明書4号証（手数料値下げの通知）により、浄化槽協会は本年度、5人～10人槽を4,900円→4,600円と槽の大小により4,600～15,500円（501人槽以上）に値下げした。県下の浄化槽は約16万基で低い受検率でも数億円の収入があり、十分な儲けができるよう検査料を定めており、県の法定検査受検率改善委託料の負担は必要ないのである。

「法定検査」の適正な実施を怠る浄化槽協会の行為は、河川・海等の水質汚染に繋がる犯罪行為でもあり、県は、叱責し改善を指示する必要があるので、逆に、税金で受検率改善の経費を負担する、違法な本件業務委託契約を同25年度から結び、累計額は4,960万円余に上り、別紙事実証明書5号証（委託料支出文書）により同29年度は同30年4月17日の支出命令書により5,752,000円を支出し、同30年度も5,532,000円の支出を予定している。

よって、本件請求人は、香川県監査委員が、違法な本件契約に責任を有する者に対して、同29年度の損害の補填を求め及び同30年度の支出の防止をさせるほか、その他の必要な措置を講

するよう香川県知事に対して勧告することを求める。

(別紙事実証明書省略)

第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成31年2月27日にこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

上記請求の内容において、平成30年5月10日に支出された平成29年度浄化槽維持管理強化指導業務委託料及び平成30年4月2日に締結された平成30年度浄化槽維持管理強化指導業務の委託契約を対象とした。

2 監査対象部局

環境森林部廃棄物対策課

3 請求人からの証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成31年3月8日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人からこれを行わない旨の意思表示がなされた。

第4 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本件請求は、理由がないものと認め、棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

関係書類等を調査するとともに、環境森林部廃棄物対策課の関係職員から事情を聴取して、次の事項を確認した。

(1) 浄化槽法の規定等について

ア 浄化槽法第7条及び第11条の規定に基づく水質に関する検査

(ア) 検査の概要

浄化槽の所有者、占有者その他の者で浄化槽の管理について権原を有するもの（以下「浄化槽管理者」という。）は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第10条第1項の規定により、浄化槽の保守点検及び清掃をすることが義務付けられている。

これとは別に、浄化槽が適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分に発揮されているかどうかを確認するために、浄化槽管理者には、浄化槽法第7条第1項の規定により、浄化槽の使用開始後3か月を経過した日から5か月間に、都道府県知事が同法第57条第1項の規定により指定する者（以下「指定検査機関」という。）の行う水質に関する検査（以下「7条検査」という。）を受けること、また、同法第11条第1項の規定により、毎年一回、指定検査機関の行う水質に関する検査（以下「11条検査」という。）を受けることが義務付けられている。

7条検査及び11条検査（以下「法定検査」という。）は、浄化槽の設置及び維持管理の状況についての外観検査、浄化槽の放流水等についての水質検査並びに浄化槽の保守点検及び清掃の実施状況等についての書類検査により行われる。

本県における7条検査の受検率は、平成7年度から浄化槽設置時の検査体制を整え、手数料を前納制にしたことから、それ以降は全て100%となっている。

一方、11条検査の受検率は、平成19年度まで約25%であったことから、平成20年度から浄化槽協会と協力し、合併処理浄化槽及び11人槽以上の単独処理浄化槽の未受検者に対し、文書指導等を行った結果、平成24年度の受検率は33.8%となり、全国平均の33.4%を上回る結果となった。

しかし、依然低い水準にあり、平成25年度から浄化槽維持管理強化指導業務を浄化槽協会に委託するなど対策を講じた結果、平成25年度は38.6%、平成26年度は42.5%、平成27年度は47.6%、平成28年度は49.3%、平成29年度は50.6%となり、いずれも全国平均を上回っている。

(イ) 法定検査の未受検者に対する知事の指導監督権限

法定検査は、浄化槽法が施行された昭和60年10月1日から実施されているが、全国的に法定検査の受検率は低い水準で推移していた。

法定検査の受検率の改善については、平成7年6月20日付け各都道府県・政令市浄化槽担当部（局）長あて厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知「浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の効率的な推進等について」において、受検指導の強化として、法定検査の意義、必要性等について浄化槽管理者の正しい理解を得るために、指定検査機関と協力しつつ、広報・啓発活動、都道府県担当部局からの文書指導等、受検指導の一層の強化を図るよう、協力依頼が出されている。

しかし、特に11条検査の場合、平成8年3月の全国平均は12.8%であったものが、平成17年3月においても17.9%に上昇したにすぎない状況であった。

そこで、平成17年5月20日に公布された浄化槽法の一部を改正する法律（平成17年法律第47号）により、浄化槽の維持管理に対する都道府県の監督規定が以下のように強化されている。

法定検査の受検率を向上させ、適正な維持管理を徹底するため、都道府県知事は、浄化槽法第7条の2第1項及び同法第12条の2第1項の規定により、浄化槽管理者に対し、当該検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすることができるとされている。

また、浄化槽法第7条の2第2項及び同法第12条の2第2項の規定により、浄化槽管理者が当該検査を受けていないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期間を定めて、当該検査を受けるべき旨の勧告をすることができるとされている。

さらに、都道府県知事は、浄化槽法第7条の2第3項及び同法第12条の2第3項の規定により、当該勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期間を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるとされている。

イ 指定検査機関

(ア) 指定検査機関の指定

都道府県知事は、浄化槽法第57条第1項の規定により、当該都道府県の区域において法定検査の業務を行う者を指定することとされている。

本県においては、社団法人香川県浄化槽センターが、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「浄化槽法施行規則」という。）第54条に基づいて昭和61年

3月19日付けで指定検査機関に指定されている。なお、同センターは、公益社団法人への移行に伴い、平成23年4月1日から公益社団法人香川県浄化槽協会（以下「浄化槽協会」という。）に名称を変更している。

(イ) 指定検査機関としての業務内容

指定検査機関は、浄化槽管理者からの依頼により、法定検査を実施することとなる。また、法定検査を実施したときは、浄化槽法第7条第2項及び第11条第2項の規定により、都道府県が浄化槽の維持管理に対して適正かつ効率的に指導監督を行うため、検査の結果等を都道府県知事に報告しなければならないとされている。

(ウ) 指定検査機関の検査の手数料

a 検査の手数料の承認

浄化槽法施行規則第55条第4号において、都道府県知事が、指定検査機関が行う検査の手数料の額が適當と認めるときでなければ、指定をしてはならないとされており、検査の手数料は、浄化槽法第57条第2項に規定する指定の際に公示すべき事項として、浄化槽法施行規則第57条第3号により、定められている。検査の手数料は、指定検査機関において検査に必要な機材費、薬剤費、検査員の人工費に基づき、法定検査に必要な経費は手数料で賄うという実費弁償方式の考え方で計算されており、都道府県知事が、額が適當であると認めた場合に、公示を行う。

b 現行の検査の手数料

現行の検査の手数料については、浄化槽協会から水質検査機器・検査設備の取得引当資産の財源が確保されたこと及び検査の効率化が図られたことを理由として、10人槽以下の浄化槽を対象に、11条検査の手数料を、これまでの4,900円から4,600円に変更したい旨の変更申請書が知事に提出され、知事は、平成30年3月27日付けで当該変更申請を承認し、同日付けで同年4月1日から適用する検査の手数料として公示しているところである。

(エ) 知事の指定検査機関に対する指導監督権限

浄化槽法施行規則第56条においては、指定検査機関の指定の際には事業報告書、収支決算書などの都道府県知事への提出等、必要な条件を付すことができるとされている。

本県においては、昭和61年3月19日付けで指定検査機関に指定する際、毎事業年度経過後3か月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支計算書を作成し、職員及び検査手数料の報告書を作成し、知事に提出しなければならないという条件を付している。

この条件に基づき、平成29年度の事業について、平成30年6月20日付けで浄化槽協会から事業年度報告が提出されているところである。

(2) 浄化槽維持管理強化指導業務委託について

ア 委託業務の概要

(ア) 当該業務を実施するに至った経緯

本県においては、浄化槽法により義務付けられた保守点検、清掃及び法定点検の受検による浄化槽の適正な維持管理について、テレビ・ラジオ・広報誌による広報のほか、新規設置者に対する講習会で適正管理について周知を行うなど、さまざまな機会を捉え啓発に努めてきたが、11条検査の受検率は依然低い水準にあったことから、平成20年度からこの11条検査の受検率の向上に向けて、浄化槽協会と協力して合併処理浄化槽及び11人槽以上

の単独処理浄化槽の浄化槽管理者における未受検者に対して文書指導等を行ったところ、一定の改善が見られた。

そこで、平成25年度からは、10人槽以下の単独処理浄化槽の未受検者に対して受検指導文書を送付するとともに、これまで文書のみで指導を行っていた合併処理浄化槽及び11人槽以上の単独処理浄化槽の未受検者に対し、電話による受検指導を行うこととし、当該業務について浄化槽協会へ委託することとした。

なお、地方自治法第252条の22第1項に規定する中核市である高松市及び香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）第2条の規定により、知事の権限に属する浄化槽法に係る事務の一部を処理することとなっている善通寺市については、この委託業務の対象区域となっていない。

（イ） 業務の内容

業務を行う目的は、11条検査の受検率の改善により、生活排水による公共用水域への汚濁負荷の軽減を図るなど、浄化槽の適正な維持管理を促進することであり、そのため、委託業務には、広く浄化槽管理者に対して浄化槽に関する知識を普及啓発する講習会の開催や、浄化槽保守点検業者に対する技術向上などの指導、不適正浄化槽に対する立入検査への同行などの業務も含んでおり、具体的な委託業務については、以下のとおりである。

a 11条検査の未受検者に対する指導

未受検者に対し公文書で指導を行う必要があるため、浄化槽協会が発送する受検案内に県からの指導文書を同封し、発送並びに電話による受検指導を委託している。

文書指導については、平成25年度から平成27年度まで、10人槽以下の単独処理浄化槽の未受検者を対象としていたが、平成28年度から、合併処理浄化槽及び11人槽以上の単独処理浄化槽の未受検者も含めた全ての未受検者を対象とするものとしている。

電話による受検指導については、平成25年度から平成26年度まで、10人槽以下の単独処理浄化槽の未受検者に対しては平日の昼間に、合併処理浄化槽及び11人槽以上の単独処理浄化槽の未受検者に対しては平日の夜間に行っていたが、平成27年度からは、これらに加えて、平日に未通話であった未受検者に対し、土曜日及び日曜日の昼間に電話による受検指導を行うものとしている。

b 浄化槽新規設置者に対する講習会の開催

浄化槽の新規設置者に対して講習会を開催し、浄化槽の適正な維持管理等の知識の啓発を行うものであり、年15回程度県内各地で開催されている。

c 浄化槽保守点検業者の保守点検技術の向上のための現場研修の開催

既設の浄化槽を利用して、最新の知識、技術について浄化槽法における指定講習機関や浄化槽製造業者の職員から講習を受け、保守点検技術の向上を図るもので、年1回開催されている。

d 保守点検業者登録（更新）手続指導

浄化槽保守点検業者の登録が適正に更新変更されるよう、更新時期の案内及び手続の事前指導を行うものである。

e 不適正浄化槽に対する技術指導

11条検査の結果、不適正と判定された浄化槽について県が改善指導又は立入指導を行う際、浄化槽に関する専門的な知識や経験を有している浄化槽協会職員に同行を求め、

技術的助言を受けるものである。

以上の業務のほか、浄化槽設置届の届出に関する指導、浄化槽を設置しようとする者に対する浄化槽の施工及び維持管理についての知識の周知を行うこととしている。

イ 業務委託契約について

(ア) 業務委託契約の締結

当該業務の契約を締結するに当たり、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「会計規則」という。）第184条第7号の規定に基づき、「県内の浄化槽の実態を把握している県内で唯一の指定検査機関であること」を理由として、浄化槽協会と単独随意契約を締結し、随意契約を締結した理由等を、県のホームページで公表している。

また、県の提示価格で契約を締結することから、会計規則第147条第3項及び同規則第186条ただし書の規定により、予定価格を定めず、見積書を徴しないこととしている。

さらに、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められることから、会計規則第152条第2号才に該当するとして、契約保証金を免除している。

以上の理由により、平成29年度においては、支出負担行為である業務委託契約を、契約金額5,752,000円で平成29年4月3日に締結し、平成30年度においては、支出負担行為である業務委託契約を、契約金額5,532,000円で平成30年4月2日に締結している。

(イ) 履行の確認及び支出

平成29年度の業務委託事業については、浄化槽協会から平成30年3月31日付けで業務実績報告書が提出され、当該契約書の規定に基づき、同日付けで委託業務の検査を行っている。その後、浄化槽協会から平成30年4月13日付けで5,752,000円の金額を記載した請求書が提出されたことから、県は同月17日付け支出命令書により、同年5月10日に同金額を支出している。

ウ 業務委託の成果

平成25年度から浄化槽維持管理強化指導業務を浄化槽協会に委託した結果による、高松市及び善通寺市を除いた区域における11条検査の受検率の推移は以下のとおりである（括弧内の数値は高松市及び善通寺市を含む香川県全域分。）。

年 度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
設 置 基 数	101,886 (164,608)	103,065 (166,264)	104,054 (167,058)	104,479 (166,608)	105,390 (168,211)	106,708 (169,702)
受 檢 対 象 基 数	99,164 (161,723)	100,466 (157,585)	101,250 (155,847)	93,734 (148,807)	94,716 (150,030)	94,900 (150,291)
受 檢 基 数	35,419 (54,629)	39,310 (60,839)	43,473 (66,270)	46,728 (70,773)	48,517 (73,996)	49,305 (76,103)
受 檢 率 (%)	35.7 (33.8)	39.1 (38.6)	42.9 (42.5)	49.9 (47.6)	51.2 (49.3)	52.0 (50.6)
全国平均受検率 (%)	33.4	36.3	37.9	39.4	40.3	41.8

2 監査委員の判断

(1) 浄化槽の法定検査の受検率改善に取り組むべき主体について

浄化槽が適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分に発揮されているかどうかを確認するために、浄化槽法第7条及び第11条において、浄化槽管理者は、指定検査機関の行う水質検査を受けることが義務付けられている。

この法定検査の本県の受検状況をみると、浄化槽の設置後に行う7条検査は、平成7年度以降、受検率は100%だが、毎年1回行う11条検査の受検率は、年々上昇しているものの低い状態が続いている。

法定検査の受検率の改善については、平成7年6月20日付け各都道府県・政令市浄化槽担当部（局）長あて厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知「浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の効率的な推進等について」により、受検指導の強化について、法定検査の意義、必要性等について浄化槽管理者の正しい理解を得るために、指定検査機関と協力しつつ、広報・啓発活動、都道府県担当部局からの文書指導等、受検指導の一層の強化を図る旨の協力の依頼が出されている。

また、平成17年の浄化槽法の改正により、浄化槽設置後等の法定検査の受検率を向上させ、適正な維持管理を徹底するため、都道府県知事は、当該検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすること、さらには生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、検査を受けるべき旨の勧告をすることができるようになり、都道府県知事の法定検査に係る指導権限が強化されている。

以上のことから、浄化槽本来の浄化機能を十分に發揮させるようにするため、法定検査の受検率を改善させることは、未受検者への指導等の権限を有する県知事の責務であることが認められる。

請求人は、浄化槽協会が、「全県下の独占に胡座をかいた結果の極めて低い法定検査受検率であり、適正な検査業務を長年にわたり怠っている。」、「法定検査の適正な実施を怠る浄化槽協会の行為は河川・海等の水質汚染に繋がる犯罪行為」との主張を行っている。

しかしながら、前述のとおり、法定検査の受検率を改善させることは、県知事の責務であって、指定検査機関に未受検者への受検指導等の権限が付与されておらず、受検率改善の責務を負わすことはできない。また、浄化槽法上、法定検査の受検義務は浄化槽管理者に課せられており、浄化槽管理者が指定検査機関に検査を依頼する制度となっているので、指定検査機関は浄化槽管理者の依頼なく検査を強制する権限は有していないのである。

したがって、指定検査機関である浄化槽協会が検査業務の適正な履行を怠った結果、本県の浄化槽の法定検査の受検率が低いとする請求人の主張は失当である。

(2) 浄化槽維持管理強化指導業務の違法性について

請求人は、浄化槽協会は「県下の浄化槽は約16万基で低い受検率で数億円の収入があり、十分な儲けができるよう検査料を定めており、県の法定検査受検率改善委託料の負担は必要ない」のである。」と主張し、また、県は浄化槽協会を「叱責し改善を指示する必要があるので、逆に、税金で受検率改善の経費を負担する、違法な本件業務委託契約」と主張している。この請求の趣旨は、受検率の改善のために要する費用は、検査手数料収入により利益を得ながら受検率の低迷を生じさせた浄化槽協会が負担すべきであり、県が受検率改善のための業務を浄化槽協会に委託し、その費用を県が負担することは違法であるとの主張であると解される。

そこで、浄化槽維持管理強化指導業務の業務内容を調査した結果、11条検査の受検率の改善により、生活排水による公共用水域への汚濁負荷の軽減を図るなど、浄化槽の適正な維持管理の促進を目的として、平成25年度から、指定検査機関として法定検査を通じて県内の浄化槽の実態を把握している浄化槽協会に業務委託している。業務の内容は、11条検査の未受検者に対する受検指導文書の送付や、未受検者への電話による受検催促、浄化槽管理者を対象とした講

習会の開催等である。

受検指導を強化した結果、11条検査の受検率は、業務開始前の平成24年度が35.7%であったものが、業務開始時の平成25年度は39.1%、そして平成29年度は52.0%と受検率が向上しており、当該業務の実施により11条検査の受検率の改善が図られているという成果が認められる。

このような業務の実態をもとに、請求人の主張について考察すると、当該業務を県の業務として実施することについては、11条検査の受検率の改善に取り組む主体は県であり、指定検査機関は浄化槽管理者から依頼を受けて検査することが本来の業務であることから、未受検者を指導するための業務については、県が実施主体になり、その費用を負担することは当然のことであると考えられる。

また、浄化槽協会の法定検査に伴う検査手数料収入については、調査の結果、検査手数料の算出は、検査に必要な経費は検査手数料で賄う実費弁償方式の考え方で計算している。法定検査は浄化槽協会の公益事業であり、検査の実施に伴い利益が発生した場合は、手数料の値下げや水質検査機器の更新、検査設備の整備等により、収支相償を図ることとしている。そのため、浄化槽協会の収支に関するることは、公益社団法人である浄化槽協会内において判断されるべき事項であり、検査の実施で得られた浄化槽協会の利益と県の費用負担を混同して議論されるべきものではない。

したがって、11条検査の受検率が低迷していることの責任が浄化槽協会にあり、受検率改善のための浄化槽維持管理強化指導業務に要する費用は浄化槽協会が負担するべきとする請求人の主張は失当である。

さらに、委託契約の締結に係る事務手続についても、会計規則に定める手続に則って適正に処理されていると認められることから、浄化槽協会と業務委託契約を締結すること及び当該契約に基づき委託料を支出することは、違法又は不当なものとは認められない。

(3) 結論

以上のことから、地方自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に該当するものとは認められず、「違法な本件契約に責任を有する者に対して、同29年度の損害の補填を求め及び同30年度の支出の防止をさせるほか、その他の必要な措置を講ずるよう香川県知事に対して勧告することを求める。」という請求人の主張には理由がないものと判断する。